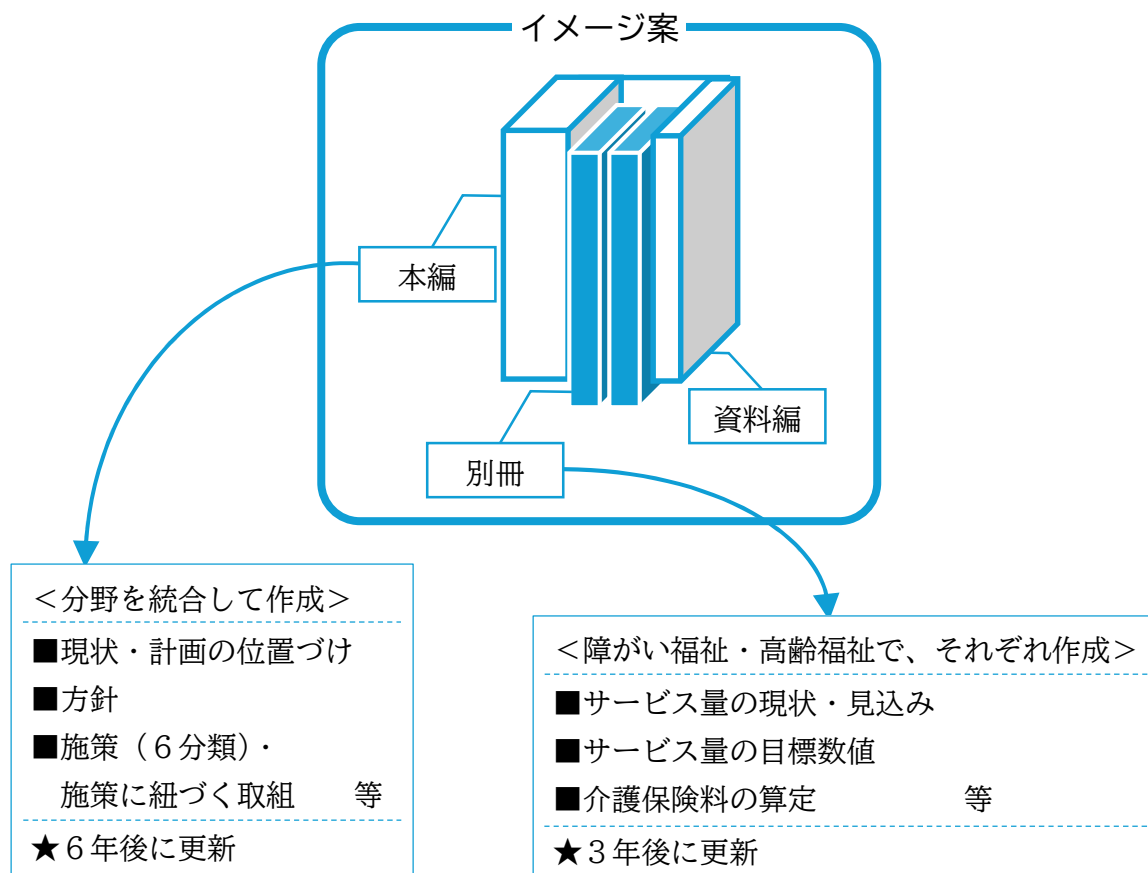


(仮称)総合福祉計画の完成イメージ(案)



■ 計画更新における方針

障がい福祉計画・障がい児福祉計画 及び 介護保険事業計画は、3年ごとの更新が基本となるため、別冊の記載内容を更新することを基本とする。ただし、社会情勢や制度の見直しなど、状況が大きく変化し、施策方針の大幅な見直しを要する場合は、計画の期間中においても本編に対し必要な見直しを行う。なお、別冊部分は各分野で作成するため、3年後に施策の修正の必要が生じた場合は、以下の通り対応する予定。

地域福祉	今回策定分においては別冊を作成しないが、今後予定されている成年後見分野における民法改正への対応など、新たな施策が必要な場合は、本編の追補として別冊を作成。
障がい福祉	原則、サービス支給量をはじめとする障がいのある人等の地域生活支援等に関する数値目標を更新して別冊を作成。 ただし、大きく施策の変更が必要となる場合は、施策分の追補も別冊に記載。
高齢福祉	別冊に記載する保険料のほか、国の動向や方針により、施策の記載が必要になる可能性が高い。 施策分の追補を別冊に記載することを想定。